# 令和 7 年度から
# 国民健康保険税率
# が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者皆さんの国民健康保険税（国保税）と国等の公費により成り立っている医療保障制度です。

問ほけん課国保係　☎ 585-2785

国保税の制度概要は ▶ 町ホームページ

## 国民健康保険の税率引き上げ

下記①②などの理由で、令和 7 年度の保険税率を改正します。ご理解とご協力をお願いします。

### ①町の国民健康保険状況

被保険者数と世帯数は、ともに人口減少や後期高齢者医療への移行により減少しています。被保険者数の状況は、65 歳～ 74 歳の割合が全体の約 60%を占めています。昨年度の医療費は約 6 億 5 千万円と前年に比べて約 3 千万円増加し、一人当たりの医療費も約 4 万円も増加しました。

国保の支え手が減り、医療費が増加しているため国保税を上げざるを得ない状況になっています。

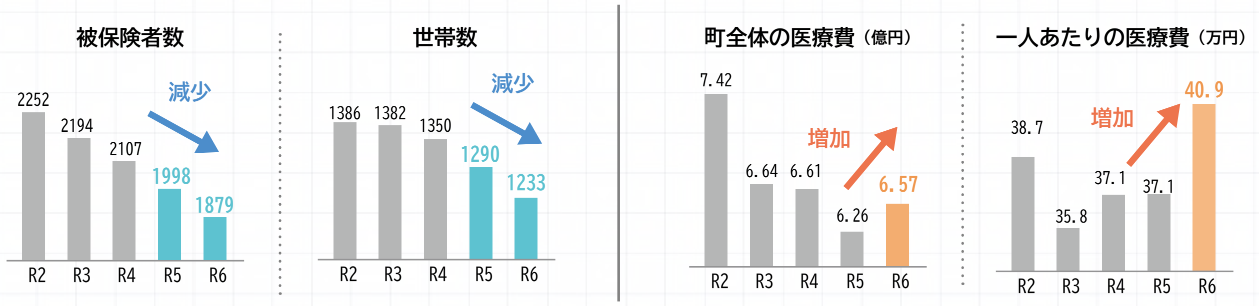


### ②県内の保険料（税）率の統一へ

平成 30 年度から国民健康保険の都道府県単位化が進められており、福島県が財政運営主体となりました。県の方針では、安定的な国保事業運営のため令和 11 年度に県内すべての市町村で統一の保険料（税）率となるよう目指しています。

県が示す標準保険料（税）率は、現在の国見町の税率よりも高い数値となることが予想されるため、計画的に税率を上げていく必要があります。



### 令和 7 年度改正後の税率

| | 医療分（※ 1） | 支援金分（※ 2） | 介護分（※ 3） |
|---|---|---|---|
| 所得割率 | 6.36%→ 6.50% | 2.46%（据え置き） | 2.41%（据え置き） |
| 均等割額 | 25,000 円→ 25,500 円 | 9,700 円→ 10,200 円 | 11,600 円（据え置き） |
| 平等割額 | 20,400 円→ 20,800 円 | 6,600 円→ 7,200 円 | 5,900 円（据え置き） |
| 課税限度額（※ 4） | 65 万円→ 66 万円 | 24 万円→ 26 万円 | 17 万円（据え置き） |

※ 1　医療給付費（医療に係る費用の 7 ～ 8 割相当分）に充てるもので、すべての加入者が負担します。
※ 2　後期高齢者（75 歳以上の人）の医療費の一部を支援するもので、すべての加入者が負担します。
※ 3　介護保険に要する費用に充てるもので、40 歳以上 64 歳までの加入者（介護保険の第 2 号被保険者）のみが負担します。
※ 4　税額がこの金額を超える場合は、超えた金額については切り捨てられます。

## 国保税額計算のモデルケース

**モデル 1**

- 世帯主（45 歳）　年収 400 万円
- 妻（42 歳）　専業主婦　収入 0 円
- 子（18 歳）収入 0 円
- 子（15 歳）収入 0 円

R7 税額　464,700 円
R6 税額　456,400 円
増減　＋ 8,300 円

**モデル 2**

- 世帯主（73 歳）　年金収入 220 万円
- 妻（71 歳）　年金収入 120 万円

R7 税額　109,600 円
R6 税額　107,200 円
増減　＋ 2,400 円

**モデル 3**

- 世帯主（50 歳）　年収 200 万円　（単身世帯）

R7 税額　164,000 円
R6 税額　161,000 円
増減　＋ 3,000 円

## 国民健康保険の軽減

❶低所得世帯　❷未就学児　❸倒産や解雇、雇止めなどにより離職した人は、国民健康保険税が軽減される場合があります。詳細は右記の二次元コードをご覧ください。

国保税の軽減について ▶ 町ホームページ

**POINT**

### 国保税を上げないためにできること

医療費の増加は国保税の引き上げにつながります。医療費を節約するためには次のことが有効です。

- ☑ 健康診断を年に 1 回必ず受けて、重症化予防
- ☑ 安心して相談できる「かかりつけ医」を持つ
- ☑ 同じ病気での重複受診はやめる
- ☑ 大病院へは、かかりつけ医の紹介状をもらう
- ☑ 緊急でないときは、夜間・休日の受診は控える
- ☑ 安価で同じ効能・効果のジェネリック医薬品を使う
- ☑ お薬手帳は 1 人 1 冊、薬の重複をチェック！
- ☑ 多剤服用は副作用の恐れも、薬剤師に相談を